第10節 農林水産業への対応

1. 農業

農作物

農業生産の基盤である農地や農業用施設の一日も早い 復旧・整備が必要となった。

パイプハウスの復旧については、園芸施設等復旧対策 事業補助金の活用により26棟(46アール)が復旧すると ともに、農業共済金の利用もあり、速やかに再建された。

県南部地域においては、柿(刀根早生)の枝折れ処理 が速やかに行われた。

農業共済からは、パイプハウス等園芸施設の被害のうち 支払い対象となった603棟に対し20,372千円、水稲倒 伏被害に対しては、1,455千円の共済金が支払われ、施設 の再建や減収の補填に充当・活用されている。



写真89 平成24年3月 復旧後のパイプハウス (曽爾村)

農地・農業用施設

県南部山間地域は、従来、農地・農業用施設に係る災害が少ない地域であり、自治体職員の中に災害時の業務対応経験者が非常に少ない中、今回の大水害では、被災箇所が多数発生し、市町村のみでは早急に対応することができない状況であった。そのため、県では、まず最初に災害発生から査定を受けるまでの実務に係る市町村説明会を平成23年10月12日に実施した。

その後、延べ50人の県職員が、測量及び査定設計書作成業務について約1か月間支援を行った。

農地・農業用施設災害復旧事業の補助を受けるため、 11月9日から12月16日まで、近畿農政局及び近畿財務 局の査定が実施された。

農地・農業用施設災害としては、約1か月間の長きにわたる異例の査定となった。県南部山間地域においては、過去に農地・農業用施設の災害は、あまり例がない中での査定の実施となったが、国の指導を仰ぎながら無事終了し、109件、186,580千円の事業費決定を受けた。

査定の実施状況については表32のとおりである。

| 査定 | 月日 | 市町村名 | Î | 查定件数 | Ż |
|-------|---------------|-------------|----|------|----|
| 且是 | 7 - | בדיי נייינו | 農地 | 施設 | 計 |
| | | 明日香村 | 0 | 1 | 1 |
| | | 大淀町 | 4 | 2 | 6 |
| 第1次 | 11月9日~11月11日 | 吉野町 | 3 | 0 | 3 |
| | | 曽爾村 | 3 | 0 | 3 |
| | | 計 | 10 | 3 | 13 |
| | | 奈良市 | 4 | 0 | 4 |
| 第2次 | 11月21日~11月25日 | 山添村 | 13 | 10 | 23 |
| | | 計 | 17 | 10 | 27 |
| | | 御杖村 | 13 | 7 | 20 |
| 第3次 | 11月28日~12月2日 | 東吉野村 | 2 | 1 | 3 |
| | | 宇陀市 | 9 | 9 | 18 |
| | | 計 | 24 | 17 | 41 |
| | | 五條市 | 6 | 2 | 8 |
| 第 4 次 | 12月5日~12月9日 | 天川村 | 5 | 0 | 5 |
| | | 計 | 11 | 2 | 13 |
| | | 十津川村 | 6 | 1 | 7 |
| 第5次 | 12月12日~12月16日 | 野迫川村 | 6 | 2 | 8 |
| | | 計 | 12 | 3 | 15 |

表 32 查定実施状況

平成25年1月31日現在の復旧の進捗状況は、農地については、被災箇所74か所のうち、72か所で工事に着手し、全て完了している。また、農業用施設(農道・水路・ため池)については、被災箇所35か所のうち、34か所で工事に着手し、全て完了している。

市町村別の復旧状況については、表33のとおりである。

| 市町村 | | 農 | 地 | | | 農業月 | 用施設 | | | 合 | 計 | |
|------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 名 | 全体の 箇所数 | 完了済 の箇所 | 工事中 の箇所 | 準備中 の箇所 | 全体の 箇所数 | 完了済 の箇所 | 工事中 の箇所 | 準備中 の箇所 | 全体の 箇所数 | 完了済 の箇所 | 工事中 の箇所 | 準備中 の箇所 |
| 奈良市 | 4 | 4 | 0 | 0 | - | - | - | - | 4 | 4 | 0 | 0 |
| 五條市 | 6 | 6 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 8 | 8 | 0 | 0 |
| 宇陀市 | 9 | 9 | 0 | 0 | 9 | 9 | 0 | 0 | 18 | 18 | 0 | 0 |
| 山添村 | 13 | 13 | 0 | 0 | 10 | 10 | 0 | 0 | 23 | 23 | 0 | 0 |
| 曽爾村 | 3 | 3 | 0 | 0 | - | - | - | - | 3 | 3 | 0 | 0 |
| 御杖村 | 13 | 13 | 0 | 0 | 7 | 7 | 0 | 0 | 20 | 20 | 0 | 0 |
| 明日香村 | - | - | - | - | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 吉野町 | 3 | 3 | 0 | 0 | - | - | - | - | 3 | 3 | 0 | 0 |
| 大淀町 | 4 | 4 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 6 | 6 | 0 | 0 |
| 天川村 | 5 | 5 | 0 | 0 | - | - | - | - | 5 | 5 | 0 | 0 |
| 野迫川村 | 6 | 4 | 0 | 2 | 2 | 1 | 0 | 1 | 8 | 5 | 0 | 3 |
| 十津川村 | 6 | 6 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 7 | 7 | 0 | 0 |
| 東吉野村 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 |
| 計 | 74 | 72 | 0 | 2 | 35 | 34 | 0 | 1 | 109 | 106 | 0 | 3 |

表 33 市町村別復旧状況 (平成 25 年 1 月 31 日現在)

冷涼な気候及び豊富な清流を活用した県南部山間地域の特産物であるわさび田については、今回、壊滅的な被害を受けたが、復旧費用が国の災害復旧事業で認められる限度額を大きく超え、農家負担が高額となる箇所が大部分を占めた。

このため、農家が復旧工事を諦めざるをえず、貴重な農地が荒廃地となり、このままでは地域産業が衰退していくおそれがあった。そのため、農家への支援策として、限度額を超える部分について、30%を上限に市町村が負担する額と同額を助成する事業を新たに創設し、農家負担の軽減を図った。

しかし、人的支援及び財政的支援を行うも、復旧できず荒廃地になる農地もあった。

県で新たに創設した事業

事 業 名: 山間地域の特色ある農産物産地復旧支援事業

事業概要: 山間地域の狭小な農地で営まれているわさびなど、 地域の特色ある農業について、地域産業維持のため、

復旧を支援する。

国の災害復旧事業において、補助限度額を超えた事業費の30%を上限に市町村が負担する額と同額を助成する。

対象市町村: 天川村4か所、野迫川村5か所、十津川村2か所、 東吉野村1か所

2. 林業

治山

治山事業による復旧が必要な箇所は、直接、住民の生命に影響する箇所も多いため、その箇所の緊急度、重要度を勘案しながら崩壊地対策を進めることとしている。

今回、大規模な崩壊が多数発生し、高度な技術を要する 箇所が多いことから、国に対して民有林直轄治山事業の区域 拡大の要望を行った。十津川村に設定されていた既設の区域に、五條市大塔町、天川村、野迫川村の一部エリアを加 えることが認められ、区域内の大規模崩壊地は、国直轄治 山事業として実施されることとなった。

これにより、十津川地区の民有林直轄治山事業計画が変更され、平成 24 年度から 33 年度までの 10 年間で、計 13 区域 26 か所で事業を行うこととなっている(P116 図 17)。

また、緊急に復旧を要する箇所については、平成23年末に、災害関連緊急治山事業の財務省査定を受け、承認を得た箇所は、早期の事業実施のための取組を国及び県で行っている。

これらの結果、国が実施する平成 23 年度民有林直轄 治山災害関連緊急治山事業及び同施設災害復旧事業は、 合わせて 13 か所、平成 24 年度民有林直轄治山事業は 9 か所、計 22 か所で対策工事を行っている。

また、県が実施する平成 23 年度災害関連緊急治山事業及び林地荒廃防止施設災害復旧事業は、合わせて 11 か所、平成 24 年度山地治山事業は 33 か所、計 44 か所で対策工事を行っている(P117 図 18)。

一方で、国庫補助事業の採択要件を満たさない崩壊箇所については、県単独補助事業による早急の復旧を行うため、関係市町村が市町村治山事業の実施に向けた取組を行っている。

民有林直轄治山事業(林野庁施工)

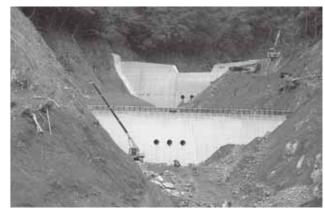


写真 90 平成 25 年 2 月 5 日 2 号谷止工施工中、3 号谷止工完成 (十津川村野居地区)



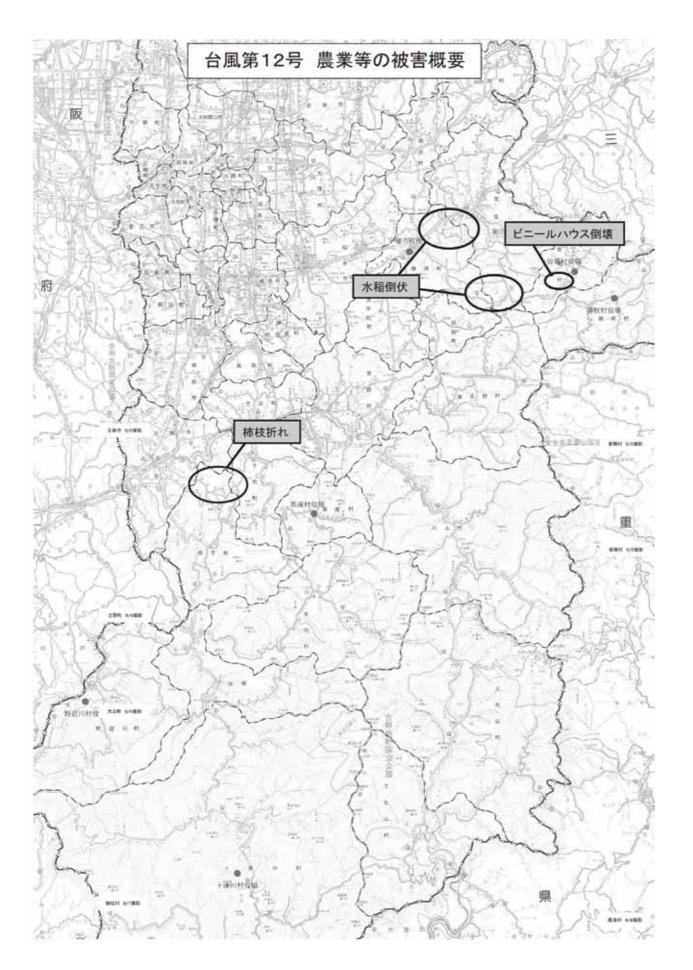
写真 91 平成 24 年 12 月 26 日 1 号床固工完成、1 号護岸工施工中、 排土工施工 (天川村坪内地区)

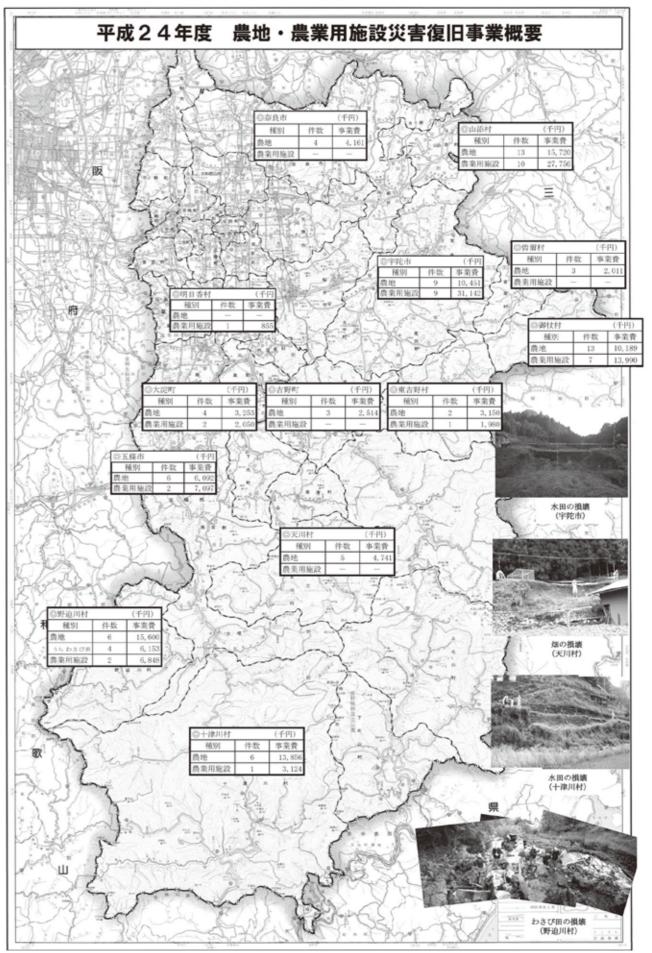


写真 92 平成 24 年 12 月 26 日 1 号、2 号士留工完成、筋工施工中 (天川村川合地区)



写真 93 平成 25 年 1月 25 日 アンカー工固定用受圧板施工中 (五條市大塔町堂平地区)





民有林直轄治山事業(林野庁施工)つづき



写真94 平成25年2月1日 1号谷止工 完成 (十津川村長殿地区テラ谷)



写真 95 平成 25 年 2 月 7 日 1 号、2 号土留工完成 (十津川村折立地区)

災害関連緊急治山事業施工地(奈良県施行)



写真 96 平成 23 年 10 月 11 日 着工前 (川上村高原地区)

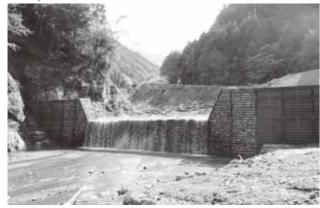


写真 97 平成 24 年 10 月 9 日 竣工後 (川上村高原地区)



写真 98 平成 23 年 9 月 6 日 着工前 (曽爾村長野地区)



写真 99 平成 24 年 10 月 25 日 竣工後 (曽爾村長野地区)



写真 100 平成 24 年 6 月 14 日 着工前 (御杖村神末ケヤキ谷地区)



写真 101 平成 25 年 1 月 10 日 竣工後 (御杖村神末ケヤキ谷地区)

林道

林道施設の復旧については、復旧事業の実施主体となる市町村・森林組合が作成する査定設計書を踏まえて、国により査定が行われ、その後、事業に着手できることとなっている。早期の復旧を目指すうえで、早期の事業着手が必要であり、まず、災害査定を早期に受けることができるよう取り組んだ。

具体的に、県は、各市町村・森林組合に対し、被害状況の把握や現地調査測量のために、農林部の森林整備課を中心とした各課や各農林振興事務所等のみならず、他部局所属の職員も含めて、多くの農林技術職員を派遣する等の人的支援を行い、査定に向けた準備の早期完了に努めた。

一方で、災害査定については、林野庁整備課及び近畿 財務局との協議により、査定設計書の簡素化や机上査定の 拡大など事務処理の迅速化に配慮いただくとともに、通常 よりも大規模な体制で12月5日から12月22日までの間 に集中的に実施していただき、同年12月末までに完了する ことができた。

その結果、県南部を中心として 2 市 10 村、85 路線、190 か所、被害金額約 1,950,000 千円が林道災害として認められた(P113 図 16)。

このうち、平成25年2月28日時点での事業着手済み箇 所は、完了箇所を含めて145か所、着手率は76%となっている。

その他、上記林道災害復旧事業の採択基準に満たない規模の小さな林道災害箇所については、県単独林道災害復旧事業として、関係市町村への補助を実施している(五條市3か所、宇陀市1か所、天川村4か所、野迫川村2か所、十津川村4か所、下北山村3か所、川上村5か所の計2市5村22か所)。

| 査定月日 | 班 | 市町村名 | 箇所数 | 査定事業費 (千円) |
|----------|-------|------|-----|---------------|
| | 1班 | 十津川村 | 37 | 655,325 |
| 12月5日 | | 五條市 | 12 | 40,615 |
| ~12月9日 | 2 班 | 上北山村 | 6 | 38,081 |
| 12/3/1 | | 川上村 | 12 | 66,151 |
| | 計 | | 67 | 800,172 |
| | 1班 | 野迫川村 | 33 | 305,231 |
| | 2 班 | 宇陀市 | 2 | 12,964 |
| 12月12日 | | 曽爾村 | 2 | 15,288 |
| ~ 12月16日 | | 御杖村 | 8 | 26,072 |
| | | 十津川村 | 31 | 420,157 |
| | 計 | | 76 | 779,712 |
| | | 黒滝村 | 10 | 76,632 |
| | 1班 | 下北山村 | 7 | 88,339 |
| 12月19日 | I J/I | 上北山村 | 1 | 6,959 |
| ~ 12月22日 | | 東吉野村 | 9 | 72,114 |
| | 2 班 | 天川村 | 20 | 126,413 |
| | 計 | | 47 | 370,457 |
| 合 訁 | † | | 190 | 1,950,341 |

表 34 林道施設災害 査定結果

111

林道災害復旧事業施行地



写真 102 平成 24 年 3 月 30 日 林道篠原線 2 号着工前 (五條市大塔町篠原地区)



写真103 平成24年6月15日 林道篠原線2号 竣工後 (五條市大塔町篠原地区)



写真 104 平成 23 年 10 月 2 日 林道小谷線 2 号 着工前 (上北山村河合地区)



写真105 平成24年7月26日 林道小谷線2号 竣工後 (上北山村河合地区)

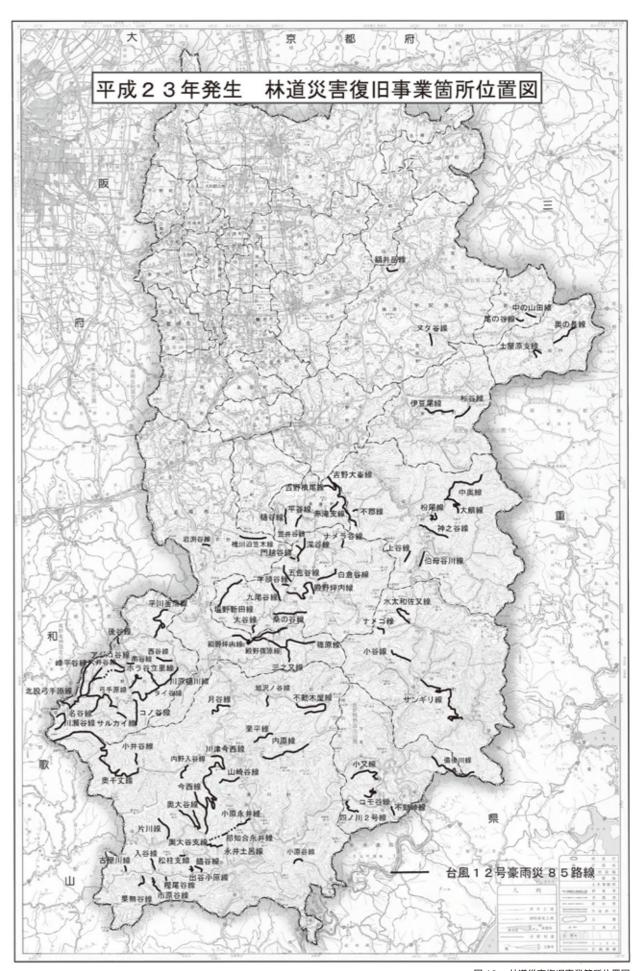




写真 110 平成 23 年 9 月 6 日 林道サンギリ線 3 号 着工前 (上北山村河合地区)



写真 111 平成 24 年 8 月 20 日 林道サンギリ線 3 号 竣工後 (上北山村河合地区)



写真 112 平成 23 年 9 月 27 日 林道中の山田線 1 号 着工前 (曽爾村塩井地区)



写真113 平成24年6月27日 林道中の山田線1号竣工後 (曽爾村塩井地区)



写真 106 平成 23 年 9 月 12 日 林道川津今西線 2 号 着工前 (十津川村川津地区)



写真 107 平成 24 年 5月 17日 林道川津今西線 2号 竣工後 (十津川村川津地区)



写真 108 平成 23 年 9 月 11 日 林道片川線 2 号 着工前 (十津川村小山手地区)



写真109 平成24年8月9日 林道片川線2号竣工後 (十津川村小山手地区)



写真 114 平成 23 年 9 月 12 日 林道旭沢 J谷線 1 号 着工前 (十津川村旭地区)



写真 115 平成 24 年 6 月 15 日 林道旭沢 J 谷線 1 号 竣工後 (十津川村旭地区)



写真 116 平成 23 年 9 月 10 日 林道果無谷線 1 号 着工前 (十津川村上湯川地区)



写真 117 平成 24 年 10 月 16 日 林道果無谷線 1 号 竣工後 (十津川村上湯川地区)

県下市町村の林道の被害状況及び復旧状況は表 35 のとおりである。

| 市町村名 | 路線数 | 箇所数 | 準備中 箇所 | 設計中 の箇所 | 工事中 の箇所 | 完了 の箇所 |
|------|-----|-----|-----------|------------|------------|-----------|
| 五條市 | 6 | 12 | 0 | 1 | 3 | 8 |
| 宇陀市 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 曽爾村 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 御杖村 | 2 | 8 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 黒滝村 | 5 | 10 | 0 | 0 | 1 | 9 |
| 天川村 | 12 | 20 | 9 | 0 | 0 | 11 |
| 野迫川村 | 15 | 33 | 8 | 0 | 3 | 22 |
| 十津川村 | 21 | 68 | 25 | 1 | 15 | 27 |
| 下北山村 | 5 | 7 | 0 | 0 | 3 | 4 |
| 上北山村 | 4 | 7 | 0 | 0 | 1 | 6 |
| 川上村 | 9 | 12 | 0 | 0 | 3 | 9 |
| 東吉野村 | 2 | 9 | 1 | 0 | 3 | 5 |
| 計 | 85 | 190 | 43 | 2 | 32 | 113 |

表 35 被害状況及び復旧状況(平成 25年2月28日現在)

作業道

災害発生後から10月末までに、市町村役場、森林組合、 県農林振興事務所、県林業振興課等による調査で、173路 線において被害を受けたことが明らかになった。

このうち、緊急度・重要度の高い156路線について復旧が必要であるため、県単独の作業道災害復旧事業や国の造林補助事業や、森林整備地域活動支援交付金を活用して、順次復旧工事を実施しており、平成24年度末に、74か所が完了する予定である。

木材生産への支援

紀伊半島大水害直後の林業の素材生産現場においては、 木材の運搬経路である林道や作業道を含む各種道路が被 災し、立木を伐採しても木材の搬出が困難な状況にあった。

そのため、市場では木材価格の高騰が見られ、このまま 素材生産が行われなくなると、県産材に代わって市場等に 他府県産材が流入し今後の県産材の流通に大きな打撃を与 える懸念も生じていた。

そこで、既存の県産材の流通先を安定的に確保するための緊急対策として、木材搬出が困難となった地域において、現状の道路状況でも搬出できるヘリコプターや小型トラック等による代替輸送にかかる割増し経費について支援を行い県産材の搬出促進を図った。

| ヘリコプターによる搬出材積 | 7,458m³ |
|---------------|---------|
| 小型トラックによる搬出材積 | 712m³ |

3. 水産業

県は、水産業関係の被害状況の確認のため、台風通過後の9月5日から、関係市町村、漁業協同組合等に連絡を取り、それぞれの所有する養魚施設や採捕施設の被災状況について情報収集を行った。12日及び15日には現地調査を実施し、被災状況を確認するとともに、水産庁にそれらの施設の被災状況やアマゴの被害を報告した。

被災した施設は、農林水産業共同利用施設災害復旧事業(国庫補助事業)の補助対象施設となることから、9月30日に地元説明会を開催し、災害復旧工事を行う各所有者との協議を進め、この結果、黒滝村、十津川村漁業協同組合及び大股漁業生産組合が、国庫補助による災害復旧工事の実施を決めた。その後、水産庁と協議を進め、11月7日~9日に水産庁による災害査定が実施され、3施設で23,725千円の事業費決定通知を受けた。

県では、災害復旧工事の実施にあたり、所有者の負担を 軽減するため、補助事業費の残額の1/2 相当額を助成した。 また、飼育していたアマゴのへい死被害を受けたアマゴ生産 者が、稚魚購入により放流種苗の生産を再開して、漁業協同 組合が第5種共同漁業権の義務放流を果たすための種苗を 供給するための稚魚購入にも助成した。

平成 24 年 3 月には災害復旧工事が完了し、同年 4 月からアマゴの養魚を再開することができた。



写真 118 平成 24 年 3 月 28 日 十津川村漁業協同組合導水管の復旧 施工後

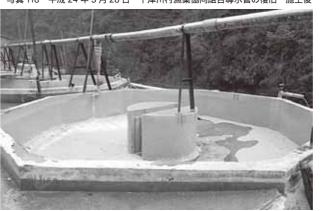


写真 119 平成 24年3月29日 野迫川村大股漁業生産組合養殖池の復旧 施工後

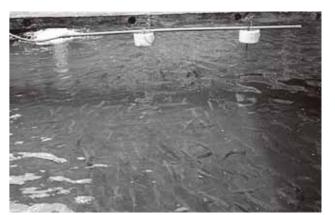


写真 120 平成 24 年 7 月 10 日 4 月にアマゴ養殖を再開 (黒滝村)



図 17 十津川地区直轄治山全体計画位置



第11節 商工・観光業への対応

1. 商工業

激甚災害の指定

被災地市町村・商工会を通じ、平成 23 年 9 月 6 日より 激甚災害法による政令指定のための被害状況調査(直接 被害)を実施した(中小企業庁へ 9 月 14 日中間報告、9 月 26 日最終報告)。

天川村、十津川村で、政令指定基準である直接被害額が当該村の中小企業所得推計額の10%を超過し、局地的激甚災害の指定となった(天川村10月4日付、十津川村9月20日付)。

金融支援

被災者への金融支援として「台風12号災害対策復旧資金」(9月20日受付開始)を創設した。本制度資金については、さらに、10月13日より融資利率の引き下げを行うなど貸付条件の改善を実施した。また、9月20日、22日、被災中小企業者の資金の円滑化について(株)南都銀行との面談により要請、9月28日、銀行協会、信用保証協会へ文書通知による要請を実施した。10月14日、台風12号災害に係る金融連絡会議を開催し、被災中小企業者等の資金の円滑化の要請、意見交換等を行った。

中小企業支援対策

【中小企業向け巡回相談の実施】

被害を受けた事業者を対象として、天川村、野迫川村、 十津川村での窓口相談、巡回相談及び五條市での特別相 談会を実施した。

窓口相談、巡回相談の実施

(財)奈良県中小企業支援センターの経営相談担当者及び金融支援担当者により、10月4日から7日にかけて、天川村、野迫川村及び十津川村の各村内において相談窓口を開設したほか、各村内事業者を巡回し、合計15件の事業再開・継続に向けた相談を受け付け、ニーズ把握を行った。

| | 日時 | 実施内容 (場所) | 件数 |
|-----------|------------|---------------|----|
| 10月4日 | 13 時~ 17 時 | 相談窓口(野迫川村役場) | 4 |
| 10 8 5 0 | 9 時 ~ 12 時 | 巡回相談(野迫川村役場) | 1 |
| 10月5日 | 13 時~ 17 時 | 相談窓口(天川村商工会) | 2 |
| 10月6日 | 9 時 ~ 12 時 | 巡回相談(天川村内) | 3 |
| 10月7日 | 9 時 ~ 12 時 | 相談窓口(十津川村商工会) | 3 |
| IU / / II | 12 時~ 14 時 | 巡回相談(十津川村内) | 2 |

表 36 窓口相談、巡回相談の実施状況

特別相談会の開催

県をはじめ近畿経済産業局、五條市商工会等が主催する専門家による特別相談会を10月21日に五條市商工会館において開催した。今後の事業再開等に向けた経営相談、金融相談、税務や労務に関する相談など合計9件の相談を受け付けた。

2. 観光業

県南部地域での一部の道路寸断や斜面崩壊等の報道を 受け、被災直後より周辺地域でも宿泊キャンセルが相次ぎ、 観光業の経営に深刻な事態を招くことが懸念された。

県南部地域の観光地及び宿泊施設の被災状況の情報 収集を行うとともに、風評被害を払拭するための各種プロ モーションを計画、実施した。

県内大型ディスプレイにより、「南部は元気です」のメッセージを発信した。

近畿 2 府 4 県情報交換会(東京)において、和歌山県と合同で、被害状況を報告するとともに、観光に支障のないことをアピールした。

雑誌・インターネットでの広告掲載、県内・県外でのPR イベント等により、県南部地域の観光 PR を実施した。

また、観光業の生業支援を行うための緊急対策として、「南部地域復興支援プレミアム宿泊旅行券」の検討に入り、市町村等との連携による広報に着手、民間の協力も得ながら 11 月より販売を開始した。

また、「南部地域会議等開催支援事業補助金」も創設し、団体の宿泊観光客の誘客にも取り組んだ。

一方、国土交通省観光庁の溝畑長官が10月9日に吉野町を視察し、吉野町、天川村、十津川村との意見交換を行うとともに、観光庁も県南部地域が元気でがんばっていることをメディアなどにアピールすることを表明いただいた。

3. 雇用対策

被災地の事業主や労働者への利便を図るため、県は奈良労働局と(財)奈良県中小企業支援センターと連携し、経営・求職の両面から総合的な相談ができるよう、ハローワーク下市と(財)奈良県中小企業支援センターの相談員とともに被災地に出向いての巡回相談を行った。

9月16日に十津川村、10月4日に野迫川村及び10月5日に天川村の各役場を会場に総合相談会を開催し、合わせて企業15社・求職者1人から相談が寄せられた。

公共職業訓練において被災地優先枠を設定

被災による離職者等に対し、再就職を支援するために、公共職業訓練(委託訓練)を優先して受講することができ

るよう、平成 23 年 12 月開講の訓練(10 月より募集開始) より、全コースにおいて、優先枠を設けた。

被災者に対する手数料の免除等

被災により滅失した職業訓練指導員免許証及び技能検定 合格証の再交付に係る手数料を免除又は還付することとした。

第12節 文化財の復旧

文化財被害の復旧の概要

台風第12号の通過後、各市町村や所有者へ被害状況の確認を行った。報告がある都度、県文化財保存課職員が現地を確認し、復旧方法について協議を行った。また熊野参詣道小辺路については、平成23年10月18日に文化庁記念物課調査官の現地調査が行われ、県及び村と修復に向けた協議を行った。

これらの結果、建造物については平成 23 年度中に修復を実施することになった。修復費用が比較的多額に上る金峯山寺蔵王堂及び玉置神社については、国及び県の補助金を適用した。このうち県の文化財保存事業費補助金については、12 月補正を行い、平成 23 年度末までに各建造物の修理を完了した。

建造物の修理状況

- ·金峯山寺本堂(国宝、建造物小修理)
 - 平成 24 年 3 月完了
- ・玉置神社社務所及び台所 (重文、文化財保存事務所受託) 平成 24 年 3 月完了
- ・長谷寺下登廊 (重文、所有者復旧)
 - 平成 23 年 9 月完了
- ・旧米谷家住宅主屋 (重文、所有者復旧)
 - 平成 24 年 3 月完了
- ・八坂神社本殿 (県指定、所有者復旧)

平成23年11月完了



写真 121 金峯山寺本堂檜皮葺き修理後



写真 122 玉置神社屋根修理後

熊野参詣道小辺路は、国及び県による補助を受け、平成24年度から平成26年度に復旧工事を実施することになった。平成24年4月には、村やボランティアの協力により、迂回路等を設置して仮復旧が行われた。その後、野迫川村では復旧工事にとりかかるとともに、山腹崩壊による地割れ箇所については、経過観測を継続して実施している。また十津川村では、復旧工事の詳細設計に取りかかっている。

大峯奥駈道では、平成23年に判明した箇所については、 平成24年度から復旧に着手することとし、平成24年度調 査で判明した箇所をあわせて、平成25年度までに復旧する ことを平成24年7月13日に開催した「紀伊半島大水害によ る大峯奥駈道被害連絡会議」で関係各市町村と確認した。

なお、熊野参詣道小辺路及び大峯奥駈道の復旧については、これら行政の取組とあわせて、ボランティア活動が実施されている。大峯奥駈道南部では、新宮山彦グループによって倒木の処理等が行われた。また熊野参詣道小辺路の十津川村域では、管理団体である村の呼びかけに応じて、語り部「十津川鼓動の会」とボランティアによる「道普請」と銘打った維持の取組が始められ、現在も様々なボランティアグループによって継続されている。

第13節 応急仮設住宅の設置

紀伊半島大水害により114戸の応急仮設住宅を建設した。

情報収集/建設戸数の把握と建設場所の確保

県では、平成23年9月5日に災害救助法の適用を受けた10市町村に対して、住宅の被害状況が大きい場合は、県として応急仮設住宅を建設する旨の連絡を行った。特に公営住宅が流失したと報告を受けた天川村と十津川村に対しては、被害状況の詳細な報告を求めながら、これらに入居されていた方の住宅の確保について、村と密に連絡調整しながら応急仮設住宅の建設について協議を重ねた。

五條市

9月7日に五條市から応急仮設住宅建設の要望があり、 9月8日には、(社)プレハブ建築協会、五條市、県の各 担当者が最初の打ち合わせを行った。被災地周辺には充分 な平地がなく、まとまって応急仮設住宅を建設する用地が なかなか見つからなかったため、建設場所の用地の選定に 非常に苦慮した。

五條市においても被災者の方の状況とその方の住宅の 被災状況の把握など、被災地の避難指示、警戒区域の解 除が進まない中で、現場は混乱した。

このため、五條市での応急仮設住宅の取組は、被災者 で仮設住宅が必要な方やその世帯人数等の把握とともに、 建設場所の選定や住宅の仕様の検討など並行して作業を 進めることとなった。

最終的に五條市大塔町阪本にある道の駅周辺の市の施設がある土地に建設(以下「大塔住宅」という。)し、同様に同市岡口の旧県立五條高等学校跡地にも建設(以下「五條住宅」という。)した。9月30日に工事着手し、57戸建設した。



写真 123 五條市応急仮設住宅 (五條住宅)



図 19 五條住宅 住戸配置

野迫川村

野迫川村は、人口504人(平成24年7月1日市町村別推計人口)の村である。被災した北股地区では、37世帯87人の集落全員が避難する事態となった。被災者の方々は同村北股の野迫川村山村振興センターに避難し、共同生活をはじめた。

応急仮設住宅は、十津川村と同様、木造で建築すること、さらに標高が約800mあることから、冬の寒さ対策とともに、12月に入るまでに完成してほしいという要望書が県に提出され、これに取り組むこととなった。建設用地は、役場から南に約300mの資材置き場として使われていた民有地を借りて建築することとなり、計27戸を建設した。完成したのは、11月18日で、避難している全員が一か所の応急仮設住宅に入居することになった。



写真 124 野迫川村応急仮設住宅 (北股住宅)



図 20 北股住宅 住戸配置

十津川村

被害は全村にわたり、道路の被害も非常に多く、家屋被害の状況把握は困難を極めた。このため、県が9月9日に十津川村現地災害対策本部へ派遣した20人のうち、2人が応急仮設住宅の担当となり、被災状況の把握から応急仮設住宅の必要建設戸数の把握など、県と密に連絡を取って取組を進めた。

建設戸数の把握とともに重要なのが建設場所の確保であるが、村全域が急峻な山間部で居住地面積が村の面積

の4%しかないこと、飲料水の確保、工事車両の進入路などの問題、さらに五條市赤谷の土砂ダムのために熊野川流域が警戒区域となり、予定していた建設地を断念せざるを得なくなったことなど、建設予定地は非常に限定的となり、村域が広いことや元の居住地にできるだけ近いところということを考慮し、4か所で建設することとなった。

応急仮設住宅の必要戸数についても、被災住民の把握などが遅々として進まず、概ね整理できたのは9月16日となった。併せて十津川村から、応急仮設住宅を木造で建設してほしいとの要望書が提出されたことを受け、30戸の木造の応急仮設住宅を10月14日に着工した。

建設場所と建設戸数等の概要

| 建設場所:3 市村 (五條市、十津川 建設戸数:114 戸 | 村、野迫川村) | |
|-----------------------------------|--------------|-----|
| 五條市 | 2 か所 / 合計 57 | 7戸 |
| 計量鉄骨造(プレハブ組み立てユニット |) 平屋建 | |
| 五條住宅(旧県立五條高校跡地) | 40 | 0戸 |
| 大塔住宅(大塔郷土資料館駐車場) | 17 | 7戸 |
| | | |
| 野迫川村 | 1 か所 / 合計 27 | 7戸 |
| 木造(在来工法)平屋建 | | |
| 同村北股 | 27 | 7戸 |
| | | |
| 十津川村 | 4 か所 / 合計 30 | 0戸 |
| 木造(在来工法)平屋建 | | |
| 同村沼田原 | ; | 3戸 |
| 同村谷瀬 | 7 | 7戸 |
| 同村湯之原 | 2 | 2 戸 |
| 同村平谷 | 18 | 8戸 |
| | | |

表 37 建設場所と建設戸数等の概要

| 9月5日 | 応急仮設住宅設置に係る要望調査の実施 |
|--------|--|
| 9月7日 | 五條市が設置要望 |
| 9月14日 | 十津川村より十津川村産材を利用した木造の仮設 住宅設置の要望書が提出 |
| 9月15日 | 十津川村が設置要望 |
| 9月20日 | 野迫川村が設置要望 併せて、木造の仮設住宅設置の要望書が提出 |
| 9月22日 | 十津川村、野迫川村の建設事業者の公募 29 日決定) |
| 9月30日 | 五條市の仮設住宅 工事着手 |
| 10月7日 | 仮設住宅の建設地、建設戸数の決定 (五條市 57戸、野迫川村 27戸、十津川村 30戸/計 114戸) |
| 10月14日 | 野迫川村、十津川村の仮設住宅 工事着手 |
| 10月27日 | 五條市大塔町阪本の仮設住宅 工事完了 |
| 10月30日 | 五條市大塔町阪本の仮設住宅 入居開始 |
| 11月5日 | 五條市岡口(旧五條市高校跡地)の仮設住宅 工事完了 |
| 11月6日 | 五條市岡口(旧五條市高校跡地)の仮設住宅 入居開始 |
| 11月16日 | 十津川村沼田原、谷瀬の仮設住宅 工事完了 |
| 11月17日 | 十津川村沼田原、谷瀬の仮設住宅 入居開始 十津川村湯之原、平谷の仮設住宅 工事完了 野迫川村北股の仮設住宅 工事完了 |
| 11月18日 | 十津川村湯之原、平谷の仮設住宅 入居開始 野迫川村北股の仮設住宅 入居開始 |

表 38 建設に係る経緯



写真 125 十津川村応急仮設住宅 (平谷住宅)



図 21 平谷住宅 住戸配置

応急仮設住宅の仕様

十津川村への主要なアクセス道路である国道 168 号が 交通規制されていて、建築資材を村へ搬入することに不安 もあった。

また、東日本大震災で東北各地に建設された応急仮設 住宅の教訓を活かしながら、木造とすることを決定し、仕 様書の作成等に取りかかった。

特に五條市大塔町の大塔住宅や野迫川村北股の建設場所は標高が高く、冬の寒さ対策、雪対策が重要なポイントとなった。基本的な仕様は、114 戸すべての応急仮設住宅で同じものとした。(社)プレハブ建築協会が標準としている仕様に付加した仕様は表34のとおりである。

通常は、5戸一棟等の長屋形式住宅とするところを隣接住戸の音や振動等を極力防ぐため2戸一棟または3戸一棟の長屋形式を原則とした。

サッシは、シングルガラスサッシを二重とし、断熱材も床 (10kg、t50)、外壁 (10kg、t50又はt75)、天井 (10kg、t100) に入れた。

また、五條住宅においては、建設戸数 40 戸であったが 集会所を建設、野迫川村においても、27 戸であったが集 会所のスペースを1 室追加した。

なお、平面計画と仕様の最終決定には3市村の避難者 に説明の上、いただいた意見を反映させた。

| 項目 | 仕 様 | |
|------|--|------------|
| トイレ | 暖房便座設置 | 寒冷地対策 |
| 給湯設備 | 台所・風呂・手洗いの3点給湯 | 利便性向上 |
| 台所 | ガスコンロ(バックガード付き 2 口、グリル付) 設置 | 即日生活対策 |
| 空調 | エアコン 1台設置(エアコンのない部屋 にはコンセント及びスリーブ設置) | 寒冷地対策 |
| | 二重サッシ | 寒冷地対策 |
| 開口部 | 網戸設置 | 害虫対策 |
| | 掃き出し窓設置 | 採光の確保 |
| 手すり | 玄関・スロープ・風呂・トイレに設置 | バリアフリー対策 |
| テレビ | こまどリケーブル(ケーブルテレビ回線)設置 (旧五條高校跡地は各棟に公聴アンテナ設置) | 難視聴対策 |
| 外壁 | 断熱仕様 | 寒冷地対策 |
| 内壁 | 隙間風を押さえるため内壁ふかし | 寒冷地対策 |
| | 1棟の戸数を減(2戸1棟、3戸1棟) | 防音対策 |
| | ぬれ縁設置 | 利便性向上 |
| その他 | カーテンレール及びカーテンの設置 | プライバシー対策 |
| ての他 | スロープ設置 | バリアフリー対策 |
| | 集会所の設置(旧五條高校跡地・野迫川村) | コミュニティ確保対策 |
| | デッキ(廊下)の設置 | コミュニティ確保対策 |

表 39 建設した応急仮設住宅の付加した主な仕様



写真 126 五條市応急仮設住宅 (五條住宅)の集会場

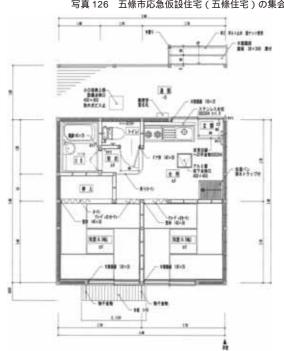


図 22 応急仮設住宅 9 坪標準タイプ

122



図 23 応急仮設住宅 12 坪標準タイプ

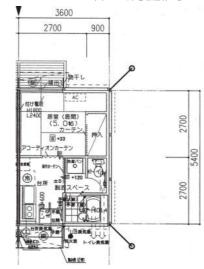


図 24 応急仮設住宅 6 坪標準タイプ



写真 127 五條市応急仮設住宅 (大塔住宅)

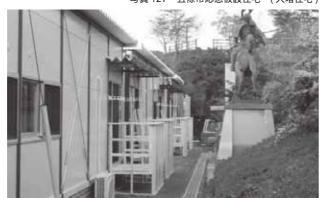


写真 128 五條市応急仮設住宅 (大塔住宅)



写真 129 十津川村応急仮設住宅 (沼田原住宅)



写真 130 十津川村応急仮設住宅 (谷瀬住宅)

追加工事の概要

12月には、今後の応急仮設住宅の建設の参考とするた め、応急仮設住宅に入居されている方を対象にアンケート 調査を実施した。

アンケートの結果で計画時には気付かなかったいくつか の点について、関係市村と協議のうえ、以下のとおり追加工 事を実施した。

五條市

(五條住宅)

- ・木製渡り廊下への屋根の設置
- ・掃き出し窓上部の小庇の改善
- ・室内の間仕切りカーテンの改善
- ・渡り廊下の腰壁に風雨除けの板取り付け

(大塔住宅)

- ・掃き出し窓上部の小庇の改善
- ・室内の間仕切りカーテンの改善
- ・玄関に風除室の設置
- ・浴室内のシャワーフックの追加
- ・水道管の凍結防止対策

野迫川村

- ・掃き出し窓上部の小庇の改善
- ・渡り廊下のスロープに屋根を設置
- ・浴室内のシャワーフックの追加

十津川村

- ・掃き出し窓上部の小庇の改善
- ・渡り廊下のスロープに屋根を設置
- ・水道管の凍結防止対策
- ・渡り廊下の腰壁に風雨除けの板取り付け



写真 131 五條市応急仮設住宅の追加工事 (五條住宅)



写真 132 野迫川村応急仮設住宅の追加工事 (北股住宅)

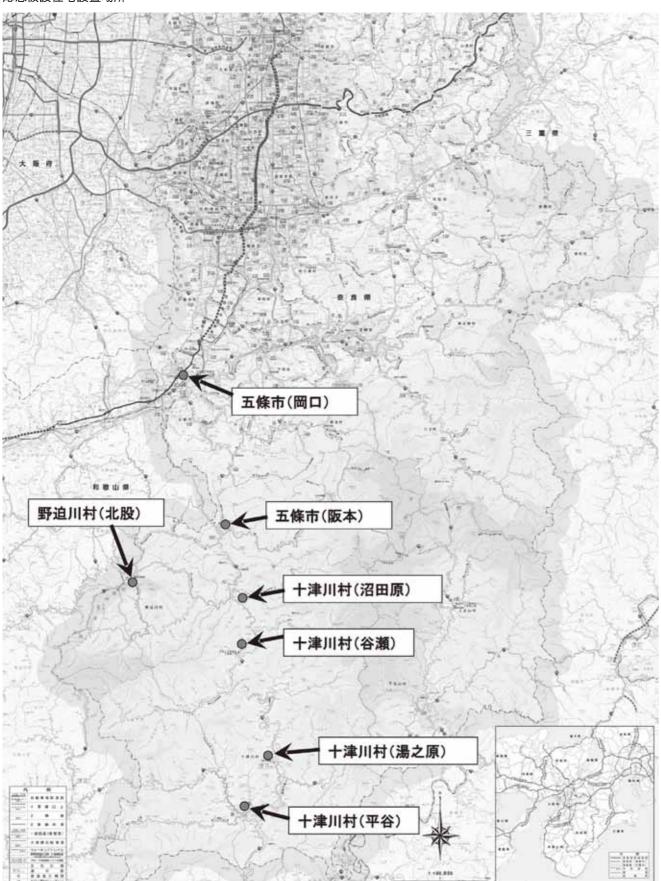
応急仮設住宅入居者への生活物資の提供

応急仮設住宅入居者の方々には、災害救助法に基づき、 当座の食器、布団といった生活必需品は地元市村から支給 されたが、それだけでは日常生活に不自由を来すため、県 独自の支援として、応急仮設入居世帯全戸に対して、生活 家電製品(テレビ、洗濯機、冷蔵庫、炊飯器、電子レンジ、 湯沸かしポット) の貸与を行った。

また、仮設住宅の寒さ対策を求める声が多かったため、 これとは別にニーズに応じて電気カーペットや電気ファン ヒーター等の暖房器具の貸与も行った。

更に、夏場は気温が高く、部屋によってはエアコンが効 かないなど、熱中症等により体調不良になる恐れがあった ため、県より希望世帯に冷風扇の貸与を行った。

応急仮設住宅設置場所



124

第 14 節 日本赤十字社奈良県支部の活動

日本赤十字社奈良県支部では平成23年9月2日より、支部災害救護実施対策本部を設置して、災害情報の収集・被害状況の把握を行い、救援物資として、毛布1,225枚と安眠セット930セットを9月2日から9月17日までの間に、毛布は五條市、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、川上村の順に、安眠セットは五條市、野迫川村、十津川村へ支部所属ボランティアの協力により搬送した。

また、地域赤十字奉仕団による救援活動として、香芝市 赤十字奉仕団は天川村で、五條市赤十字奉仕団は同市内 (大塔地区)で炊き出しを行った。

そして、9月8日から10月31日まで義援金の募集を行った。全国各地から寄せられた義援金は、5,168件、147,824,815円にのぼり、県が設置した「配分委員会」により、被災市町村を通じて被災者に全額配分された。



写真 133 救援物資搬出活動 (十津川村)



写真 134 炊き出し活動 (五條市大塔町)

第 15 節 災害協定に基づく応急活動

県では、災害発生時における多様な応急復旧活動についての人的・物的支援を目的とした協定を事前に民間団体と締結している。平成24年4月現在では99団体と締結している。

(社)奈良県建設業協会による緊急対応

平成23年9月5日に、「災害時等における緊急対応業務に関する基本協定」に基づき、県は(社)奈良県建設業協会会長に対し、災害緊急対応業務の要請を行った。業務は、

- ・現地の被害情報の収集
- ・緊急対応に必要な資機材の提供
- ・河道の閉塞物の除去や道路交通確保のための障害物の除去

などを実施するものとなっている。

この基本協定に基づく要請と併せて、「災害時等における緊急対応業務に関する細目協定」に基づき、宇陀土木事務所、吉野土木事務所、五條土木事務所は、(社)奈良県建設業協会の各支部長に対し、災害緊急対応業務の要請を行った。

基本協定及び細目協定に基づく緊急対応業務による工事契約件数は90件に上った。

| 事務所名 | 件数 |
|---------|-----|
| 土木部(本庁) | 14件 |
| 宇陀土木事務所 | 22件 |
| 吉野土木事務所 | 16件 |
| 五條土木事務所 | 38件 |
| 合計 | 90件 |

表 40 災害協定に基づく工事契約件数

要請した活動内容は、道路では崩土撤去や倒木処理、 又は法面崩壊に対する仮設防護柵の設置であり、河川では 河道を閉塞する堆積土砂や流木などの撤去、護岸の流出 による土のうの設置などである。

宇陀土木事務所では、東吉野村麦谷地区の土石流の発生に伴い麦谷川を閉塞した堆積物(土砂や流木等)の除去などを要請した。

吉野土木事務所では、上北山村西原地区の斜面崩壊に 伴う国道 169 号の土砂撤去及び仮設防護柵の設置、上北 山村小橡地区の斜面崩壊に伴う県道大台河合線の法面対 策工などを要請した。

五條土木事務所では、十津川村桑畑地区の斜面崩壊に 伴う国道 168 号の崩土及び倒木の撤去や仮設道路の設置、 五條市大塔町辻堂地区の土石流の発生に伴う土石流安全 対策工などを要請した。

応急活動による緊急対応業務により、孤立集落の解消 や緊急輸送路の確保のための道路啓開及び河道閉塞箇所 の二次災害防止を図ることができた。

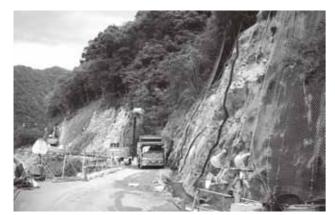


写真 135 建設業協会による緊急対応状況 (十津川村桑畑地区)

(社)奈良県測量設計業協会による応援協力

被災箇所が多岐にわたり、被害状況の把握が困難であったため、公共土木施設の被害の箇所や規模などの状況を把握するため、9月5日に「災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定」に基づき、県は(社)奈良県測量設計業協会会長に対し、被害箇所状況調査応援協力要請を行った。

また、宇陀土木事務所、吉野土木事務所、五條土木事務所は、測量設計業協会現地責任者に対して被害箇所状況調査応援協力要請を行った。

なお、本協定は、震度 6 以上の地震、風水害等により災害対策基本法による「激甚災害」の査定が想定される場合に、公共土木施設の被害状況調査を社会貢献活動として(社)奈良県測量設計協会が無償で実施するものとなっている。

応援協力に関する協定に基づく調査箇所数は 247 か所に上った。

| 事務所名 | 調査箇所数 |
|---------|--------|
| 宇陀土木事務所 | 50 か所 |
| 吉野土木事務所 | 96 か所 |
| 五條土木事務所 | 101 か所 |
| 合計 | 247 か所 |

表 41 災害協定に基づく調査箇所数

126

宇陀土木事務所では、東吉野村小津地区の高見川などの調査を要請した。

吉野土木事務所では、吉野町吉野山地区の県道才谷吉 野山線などの調査を要請した。

五條土木事務所では、十津川村杉清地区の県道川津高野線などの調査を要請した。迅速な被害状況調査により被災箇所を把握でき、速やかに災害査定を受けることができた。



写真 136 高見川(東吉野村小津地区)の調査状況



写真 137 川津高野線 (十津川村杉清地区) の調査状況

緊急物資供給協定に基づく物資調達

県は災害発生時における、被災住民の保護を目的として 食糧及び生活必需品等の供給を行うために民間業者と緊 急物資供給協定を締結している。

野迫川村及び十津川村災害対策本部から県に対して救援物資要請があったことから、被災住民の多様なニーズに沿う食糧及び生活用品を調達した。この際、東日本大震災時の経験を踏まえ、被災地近くに店舗を有するイオン(株)に対して緊急物資供給協定に基づき物資調達要請を行った。

高齢者向けの食品とろみ剤については調達するにあたり 数日の時間を要したが、大半の物資は迅速に調達できた。

(社)奈良県トラック協会による応援協力

被災地域への食糧品、日用品などの救援物資の輸送の ため、県から(社)奈良県トラック協会に対し、緊急輸送 の要請を行った。

県と(社)奈良県トラック協会は、地震等の大規模災害が発生した場合において物資等の緊急輸送を適正かつ円滑に進めるため、「災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書」(平成20年8月21日)を締結している。道路が寸断されているなど、陸路が困難な時期、地域などもあったが、野迫川村、十津川村へ7台のトラックが、日用品、食糧品などの陸上輸送を行った。



写真 138 緊急救援物資輸送トラック



写真 139 救援物資搬出活動

奈良県砂防ボランティア協会による支援

土砂災害による崩落箇所における二次災害防止のため、国道 169 号川上村迫地区の崩落箇所において、奈良県砂防ボランティア協会による監視活動が 24 時間体制で実施された。



写真 140 平成 23 年 9 月 7 日 国道 169 号崩壊現場

これは、県と奈良県砂防ボランティア協会との間で締結した「土砂災害防止のための活動に関する協定」(平成22年6月30日)に基づき、県から支援要請を行い、それを受けて実施された。同協定では、同協会会員によるボランティア活動により、災害時において迅速かつ的確に被災状況の把握等に対応するとされており、今回の斜面監視活動を要請することとなった。

同協会は、「自らの身は自ら守る」という防災の精神に 基づき、行政と連携し、行政ではカバーしきれない監視・ 点検作業を自発的に行い、土砂災害防止に役立つことを目的に、平成9年4月に設立された。平成24年4月1日現在、個人会員117人、法人会員39団体で構成されている。

監視活動は、平成23年9月7日から9月14日までの8日間、1班3人昼夜2交代制(延べ人員38人)で24時間連続の監視が実施され、監視活動期間中は崩落箇所の変状はなかった。



写真 141 平成 23 年 9 月 7 日 監視活動中の協会員

第16節 天皇皇后両陛下からのお見舞い

平成23年9月5日、天皇皇后両陛下から、犠牲となられた県民に対するお悼みと被害者に対するお見舞い、また災害復旧のために尽力いただいている関係者の方々に対するおねぎらいのお言葉が、宮内庁長官を通じて知事に伝えられた。

さらに、9月6日、甚大な被害を受けた奈良県に対し、天皇皇后両陛下から、金一封(災害お見舞い金)を賜った。

また、10月14日には知事を御所に招かれ、県内での豪 雨災害状況等の説明を受けられた。

皇太子殿下行啓に際しての被災状況等ご聴取

皇太子殿下におかれては、第35回全国育樹祭へのご臨席と併せて地方事情ご視察のため、11月19日から21日までのご日程でご来県いただいた。

皇太子殿下は、11月19日午後、奈良市内で、県政概要 と併せて被災状況等をご聴取された。

知事は、御説明書と26枚のパネルにより、災害発生箇所、被害や避難の状況、緊急工事や復旧工事の状況、将来の新しい集落づくりのイメージなどについてご説明申し上げた。

皇太子殿下からは、育樹祭式典などにおいて、遺族や被 災者への深い哀悼の意と心を込めたお見舞い、さらに、一 日も早い復旧・復興への励ましのお言葉を賜った。

第17節 県議会の活動

127

台風第12号の記録的な豪雨による土砂災害、浸水、河川の氾濫等の発生後、直ちに、関係する委員会による合同委員会を開催し、復旧・復興に向けた県議会としての取組を開始した。

1. 被災地の調査及び要望活動状況

平成 23 年 9 月 22 日、9 月定例会開会日において、「台 風 12 号による災害対策に関する意見書」を採択し、国会 及び関係行政庁に提出した。

10月2日、国中議長、中野総務警察委員長及び田中建設委員長は、県消防防災へリコプターに搭乗して、川上村迫地区、野迫川村北股地区、五條市大塔町宇井地区、同町赤谷地区、十津川村長殿地区、同村栗平地区、同村折立地区、同村桑畑地区の被災地を上空から調査した。その後、十津川村役場、五條市大塔支所、野迫川村役場において、被害状況等の説明を受けるとともに、要望等を聴取した。また、避難所を訪問し、避難住民の方々からの要望等も聴取するとともに、土砂災害現場などの被災地を調査した。



写真 142 平成 23 年 10 月 2 日 防災ヘリによる被災地調査 奈良県ヘリポート格納庫前

10月6日、全国都道府県議会議長会において災害対策に万全を期すため、「台風12号による災害対策に関する緊急要請」を決定し、国中憲治奈良県議会議長、新島雄和歌山県議会議長、中村進一三重県議会副議長が前田武志国土交通大臣、津島恭一国土交通大臣政務官をはじめ民主党議員に面談要請を行うとともに、関係省庁等に要請書を提出した。

12月22日、過疎・南部地域振興対策特別委員会では、 道路の通行が可能となり、応急仮設住宅が建設されたことか ら、被災地状況を実際に把握するため、五條市大塔町宇井 地区の被害状況の調査を行った。その後、十津川村役場に おいて、十津川村長から被害及び復旧の状況についての概要 説明を受けるとともに、意見交換を行った。その後、被災し た折立橋の復旧状況や平谷応急仮設住宅を調査した。



写真 143 12 月 22 日 過疎・南部地域振興対策特別委員会現地調査 十津川村役場

平成 24 年 5 月 21 日には、黒滝村、天川村、野迫川村、川上村の役場において、それぞれの村長から復旧の現状や今後の取組についての説明を受けるとともに、被災現場の復旧状況を調査した。



写真 144 平成 24 年 5 月 21 日 過疎・南部地域振興対策特別委員会現地調査 (野迫川村北股地区)

2. 県議会における対応状況

(1) 各派連絡会

128

9月12日、議長、副議長及び議会運営委員会の委員長並びに会派を代表する者で構成される各派連絡会を緊急に開催した。会議では、総務部長から台風第12号による災害に対応するための補正予算の編成等について説明を受けるとともに、同補正予算を9月13日付で専決処分を行うと同時に記者発表する旨の報告があり、これを了承した。

次に、紀伊半島三県議会連携による国への要望、及び「台風 12 号による災害対策に関する意見書」を採択することについても了承した。

さらに、今回の災害を受けて、大きな災害が生じたときの 対応として、議員間の情報共有や、被災地の調査活動、国等 への要望活動を行う体制として、奈良県議会災害対策本部の 設置に向けた検討をはじめることとした。

9月21日、紀伊半島三県議会連携による国への緊急要望を全国都道府県議会議長会からの緊急要請とする旨、議

長から報告がなされ、了承した。

また、9月定例会開会の冒頭で、紀伊半島大水害で亡くなられた方々の冥福を祈るため、黙祷をささげることを了承した。

9月28日、消防防災ヘリコプターが利用できること、国道168号が通行可能となったことから、被災地の上空などからの調査実施について協議した。

10月12日、全国都道府県議会議長会の緊急要請として、10月6日に要請活動を行った旨、議長から報告があり、また、今後の備えとして奈良県議会災害対策本部設置要領を定めた。

(2)常任委員会

9月7日、総務警察委員会、建設委員会、過疎・南部 地域振興対策特別委員会の合同委員会を開催し、被害の 状況等の説明を受けるとともに、被災地等に赴いた委員か らの現地の状況も報告された。さらに、委員からは被害状 況の把握に努められたいこと、県内での災害につき県が率 先して各方面に対応されたいことや、携帯電話の掲示板な どによる安否確認ができる体制を早期に整備されたいとの 意見具申がなされた。

建設委員会は11月17日、18日に平成16年の新潟県中越地震により被害を受けた新潟県旧山古志村(現長岡市山古志地区)の住宅復興事業等及び芋川流域河道閉塞等復旧事業の取組、並びに旧山古志村の被害状況及びその後の復旧・復興に向けた歩みについて調査を行った。

同じく経済労働委員会は平成24年2月1日から3日間にわたり、平成21年の中国・九州北部豪雨災害により、 県下全域で200か所を超える土砂災害が発生した山口県 の山地被害及び復旧状況、並びに山口県で実施された復旧 対策や未然防止策等について検討する学識経験者による 豪雨山地災害対策検討委員会の検討状況の調査を行った。

(3)特別委員会

過疎・南部地域振興対策特別委員会においては、9月20日、林業被害や土砂ダムなどの土砂災害の状況並びに県産材を活用した仮設住宅の建設、被災児童・生徒への教育体制や南部地域の医師確保等の医療体制の充実について質疑が行われたほか、災害に関する各種情報を整理し、一元的な情報提供がなされることを求めた。

11月28日、被災農家や中小企業の経営再建に向けた支援や、南部地域への観光客の誘致に関して、風評被害対策として、被災地の情報を的確に提供すべきことを強く求めた。

さらに、具体的な避難場所を示しての避難訓練の実施や防災教育の必要性と今回の災害の記録をまとめた記録誌の作成など東部・南部地域の振興について議論が交わされた。 平成24年2月22日、今後の南部地域の復興や振興に向 けて、再生可能エネルギーへの取組等について要望するとともに、南部地域の振興、災害からの復旧、復興も含めて、少子・高齢化問題や、新しい課題である再生可能エネルギーの可能性について議論が交わされた。

また、観光振興対策特別委員会、地域医療体制整備促進特別委員会及び地域交通対策等特別委員会においても、紀伊半島大水害による観光地の風評被害対策、被災地の医療支援や保健師等の派遣など被災地における医療体制の整備や、南部地域での交通ラインの早期復旧・復興について議論が交わされ、紀伊半島大水害復旧・復興計画を着実に推進し、道路整備及び交通アクセスの整備に努めることを求めた。

3. その他の活動

平成 24 年 8 月 8 日、紀伊半島三県議会交流会議を三重県の紀宝町生涯学習センター「まなびの郷」で開催し、各県の被災地の復旧状況がそれぞれの県議会から報告された。災害によって道路の重要性をさらに認識したことから道路網の整備を進めるとともに、単に復旧にとどまらず、地域のあり方について議論が必要であるとの意見をまとめた。また、紀伊半島では、平成 27 年まで歴史的な記念行事が続くことから、これを契機に紀伊半島大水害からの復興への取組の一つとして、観光振興による復興への取組について意見交換を行った。

| 平成 24 年 | 古事記編纂 1300 年 <日本書紀編纂 1300 年の平成 32 年までの 9 年 間にわたる記紀・万葉プロジェクト> |
|---------|--|
| 平成 25 年 | 伊勢神宮式年遷宮 |
| 平成 26 年 | 「紀伊山地の霊場と参詣道」世界遺産登録 10 周年 |
| 平成 27 年 | 高野山開創 1200 年 第 72 回国民体育大会 「紀の国わかやま国体」 |

表4

具体的な活動として、より一層の復旧・復興に向け、紀伊半島全域への誘客につなげるため、継続して三県連携で広域観光に取り組むよう当局に働きかけていくとともに、例えば、「吉野・高野・熊野の国」建国のさらなる活用をはかり、三県議会が積極的に協力し、PR活動を行うなど、三県議会としても協力・連携していくことを確認した。

また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を構成している各箇所においても、甚大な被害を受け、既に災害復旧に対応しているところであるが、さらなる人的支援、財政支援の充実をはかるよう、国に要望していくことを合意した。

第 18 節 首相等による国からの被災地視察

平成23年9月6日から7日にかけて、政府調査団(団長前田武志国土交通大臣)は、五條市内の大規模な崩落被災現場などを調査し、引き続いてヘリコプターにより、道路の寸断で現場への立ち入りが困難な十津川沿いの大規模な土砂崩れ現場や河川の氾濫状況などを上空から視察した。

9月9日、野田佳彦総理大臣は、後藤斎内閣府副大臣 及び手塚よしお総理補佐官とともに、五條市内の被災現場 を視察後、ヘリコプターにより孤立した十津川村内などの 被害状況を上空から視察した。

9月11日、自由民主党谷垣禎一総裁は、五條市内や川上村内の被災現場などを視察し、十津川村内の被災現場を、ヘリコプターで上空から視察した。

9月12日、鹿野道彦農林水産大臣は、五條市内や十津川村内の被災現場を視察した。

9月17日、公明党山口那津男代表は、五條市内、天川村内、野迫川村内や十津川村内の被災現場を視察した。

9月22日、衆議院災害対策特別委員会委員の、民主党・無所属クラブの村井宗明議員(委員長)、市村浩一郎議員、大西孝典議員、自由民主党・無所属の会の長島忠美議員、公明党の石田祝稔議員、日本共産党の高橋千鶴子議員、社会民主党・市民連合の重野安正議員、みんなの党の柿澤未途議員(計8人)が、五條市内、野迫川村内、十津川村内及び川上村内の被災現場を視察した。

第19節 災害救助法等の適用

1.災害救助法の適用

県は、県南部において多数の方が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としたため、平成23年9月5日に災害救助法の適用を決定した。

【適用年月日】

平成23年9月2日から同年12月31日まで 【災害救助法適用市町村】

五條市、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、川上村、東吉野村 (1 市 2 町 7 村)

なお、救助を迅速に実施するため、県では、救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任した。

2.災害救助費の精算

避難所の設置、応急仮設住宅の設置、炊き出しその他による食品の給与及び住宅の応急修理に要した費用等、災害救助法に基づいて行った救助に要した費用は、同法に基づき県及び市町村が支出(市町村では立替えの後、全額を県が負担)し、後日、救助費総額の2分の1が国庫負担金として県に交付された。

| 救助項目 | 主な実施内容 | 奈良県 | 五條市 | 御杖村 | 下市町 | 黒滝村 | 天川村 | 野迫川村 | 十津川村 | 川上村村 | 更与予寸 |
|---------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|
| 避難所の設置 | 仮設トイレの設置費やカセットコンロ、ボンベ配備費など | | | | | | | | | | |
| 炊き出しその他による食品の給与 | 避難住民に対する食糧品の給与 | | | | | | | | | | ٦ |
| 飲料水の供給 | 断水世帯等への給水に係る経費 | | | | | | | | | | ٦ |
| 被服、寝具その他の生活必需品等の給与 | 避難住民に対する布団や日用生活用品(紙おむつや乾電池など)等の給与 | | | | | | | | | | ٦ |
| 医療、助産 | 村診療所等で使用した医薬品代など | | | | | | | | | | ٦ |
| 救出 | 孤立状態にあった人の救出に係るヘリ燃料費など | | | | | | | | | | |
| 学用品の給与 | 教科書や副教材等の給与 | | | | | | | | | | |
| 埋葬 | 村が行った埋葬に係る経費 | | | | | | | | | | |
| 遺体の捜索 | 遺体及び行方不明者の状態にあり、かつ周囲の事情により死 亡していると推測される者の捜索 | | | | | | | | | | |
| 遺体の処理 | 遺体の保管に係る経費(ドライアイス代など) | | | | | | | | | | ٦ |
| 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 | 住宅に流れ込んだ土砂等の撤去費用 | | | | | | | | | | ٦ |
| 救助のための輸送費 | 救助物資(食糧品や衣服など)の配送経費 | | | | | | | | | | ٦ |
| 災害にかかった住宅の応急修理 | 半壊住宅の修繕費 | | | | | | | | | | ٦ |
| 応急仮設住宅 | 応急仮設住宅の建設費、五條市分はプロパン検針設備等の設置費 | | | | | | | | | | ٦ |
| 事務費 | 職員旅費、超過勤務手当、事務用品代、公用車燃料代など | | | | | | | | | | |

印が実施した救助(災害救助費の請求があったもののみを記載) なお吉野町からは救助費の請求がなかった。 表43 災害救助の実施状況

3. 被災者への税の特例措置の実施 税の納期限等の延長と減免

初期対応

県では、国税を所管する各税務署や被災市町村並びに 同様に被害の大きい三重県や和歌山県との間で初期対応 について継続的に協議や情報交換を行った。

そうした中で、今回の災害が過去に例を見ない、近年では昭和57年8月に発生した王寺町周辺地域の災害をも上回る規模であることが明らかとなり、早急に対応を図る必要があると判断し、検討を重ねた結果、「現行の制度で対応可能なものは極力即時に行う。制度を変更する必要のあるものは、すぐに見直しを進める。」との方針により、対策を講じることとした。

納期限の延長など

まず、今回の被災に対し、現行の制度で可能な措置として、 奈良県税条例第11条第1項に基づく地域指定を行うことと した。これは、県税に係る申告、申請や納税などを期限ま でに行うことができない場合、納税者から個別に申請をし ていただかなくとも、県が地域や期日を指定して一律に申告、 納付などの期限を延長するものであり、本県では先例がな かったが、9月9日に告示を行った。通常は国税の指定を待っ てから県税が同様に指定を行うことが多いため、災害発生 後1週間程度での地域指定は、他府県でも過去に例を見 ない早い段階での措置となった。この際、どの範囲の地域 を対象とするのか、また後日国税が地域指定を行った場合 との調整 や、対象者への周知方法なども課題であったが、 被災者等の便宜を図るため、まずは被災の明白な災害救助 法が適用された地域と、被害は少ないが土砂災害により幹 線道路の通行ができない交通途絶地域を合わせて1市2 町9村という非常に広範囲の地域を対象とした。

最終的に国税は地域指定を行わず、個別の申請により対応することとなった。

また、県の対応について被災者等に周知を図るため、報道発表や県のホームページへの掲載を行うとともに、申告・申請期限の延長をはじめ現行の減免や徴収猶予の仕組みについて記載した「台風12号による被災者に対する県税の減免等」のチラシを作成し、市町村を通じて配布を行った。同時に、県税事務所及び市町村に対し、「平成23年台風12号による被災納税者に対する納期限の延長等について(平成23年9月9日税務課長名)通知を行い、十分な周知と適切な対応を図ることとした。

【納期限等の延長(地域指定)】

指定地域

五條市、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、 天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、

上北山村、川上村、東吉野村

期限延長の対象

平成23年9月2日以降に到来する地方税法又は県税条例に定める申告、申請、請求、届出その他の書類の提出(不服申立を除く。)又は納付若しくは納入

延長期限

別途知事が定める日

適用対象者

指定地域内に住所を有する個人又は主たる事務所、事業 所が所在する法人等

表 44

その後、地域指定について、被災や交通状況に応じ、 期限延長を行う理由がなくなったと見られる地域について は、順次期限を定めて解除の手続きを行い、最終的には、 平成24年1月31日をもって、五條市大塔町、野迫川村北股、 十津川村についても期限が到来することとなった。ただし、 個別の事情により、期限を超えても申告等のできない事情 がある場合には、個別に県税事務所で申請を受け付けるこ ととした。

条例改正による減免の拡充

本県では、過去に大きな災害の発生が少なかったこともあり、天災等により被災した場合の税の減免は、個人事業税や不動産取得税など一部の税目に限定されていた。しかし、今回の被害が甚大で、相当広域にわたっており、貴重な人命が失われ、家屋や自動車などの財産を失い、長期避難を余儀なくされている方々も多く、また事業資産に損失を受け営業を休止した法人もあったことから、減免の対象税目の拡大が必要と判断し、早急にその内容を検討することとした。

検討にあたっては、被災程度と減免を受けることのできる条件や減免額との整合性を図るとともに、真に必要な制度となるように設計するため、全都道府県に対し照会を行い、全税目にわたって調査・分析を行った。

その結果、今回の災害発生を契機に、今後の新たな災害にも迅速に対応できるよう、県税条例を改正し、今回は直接関係しないと思われる税目を含め、県税すべての税目について、「知事は、天災その他の災害により被害を受けた者で必要があると認めるものに対して減免できる」旨の規定を置くこととし、具体的な基準については、別途減免要綱を制定し定めることとした。

この減免基準の策定にあたっては、様々な議論を交わしながら、各税目について検討を進めた。例えば、自動車取得税の場合、被災した自動車に代わる自動車の取得について減免を適用する場合、取得日をいつまでとするか、災害の直前に新車を取得していた場合には、減免を適用すべきか、減免額は全額か又はどの程度が適当かなど、全国的にも扱いが異なる中で、本県としての基準を模索しながら、決定に至った。

こうして、12月14日に、「紀伊半島大水害に係る県税の減免要綱」を定め、各県税事務所及び市町村に通知を行い、被災者等に対しても市町村を通じて周知を図った。

なお、個人県民税については、地方税法上、 賦課徴収に係る事務は市町村に委任されているこ とから、今回の災害についても、住所地の市町村 が住民の被災状況等に応じて個人市町村民税の減 免を行った場合には、その減免された割合と同じ 割合で個人県民税も減免することとした。

納税相談

今回の災害に係る県税の取扱いについては、納税者等や市町村ほか関係機関から各種相談・問い合わせが、県税務課や県税事務所に寄せられた。

これらに対しては、個別に対応する一方、特に被害が大きく未だに避難生活を強いられている地区において、奈良行政評価事務所及び行政相談委員の主催により、特別合同相談所の開設が計画された。そこで、国及び県、関係団体に参加の打診があり、県では高田県税事務所及び吉野県税事務所の職員を、各会場(五條市1か所、野迫川村1か所、十津川村2か所)に派遣し住民からの相談に対応した。

減免等の処理状況及び今後の対応

減免(減額)の処理状況

被災者等に対する減免(減額)については次のとおりである。

| 税目 | 件数 | 減免額 | |
|--------|-------|----------|--------------------------------|
| 法人県民税 | 3 件 | 63 千円 | 資産の損失 |
| 自動車取得税 | 3 件 | 65 千円 | 代替車両の購入 |
| 自動車税 | 13 件 | 120 千円 | 滅失、使用不能 |
| 個人県民税 | 164 件 | 4,369 千円 | 平成 23 年 /74 件 平成 24 年 /90 件 |

(注)自動車税は、登録抹消による減額を含む。 表 45 減免処理状況

今後の対応

今回の被災による損失が甚大であったことから、被災者等に対しては、今後も減免要綱に基づき減免等の特例措置を適切に適用していく必要がある。特に、自己の所有する不動産(土地・家屋)が、滅失、損壊した場合において、被災日から3年以内に代替不動産を取得した場合には、一定の金額を減免できるため、この制度を十分周知していくことも必要である。

| 区 | 区分 要件 | | 滅免の額 備考 | | | | |
|--------|--|--|---|--|--|--|--|
| 法人県民税※ | 等 | 災害により法人の資産に資本金等の額 (平成23年9月2日の属する事業年度終了の 日の現況による。)の1/2以上の額の損失 を受け、かつ当該事業年度において、法 人税割額の納付を要しないとき | 平成23年9月2日の 対等割額(全額) 属する事業年度を対 象 | | | | |
| 自動車取 | | ① 被災自動車に代わるものと認められる自動車(代替自動車)を災害がやんだ日から6ヶ月を経過する日までに取得した場合 | 減免額 = 被災自動車の被災 直前の通常の取引価額(50万円未 調のときは50万円) × 税率 (代替自動車の税額を限度) | | | | |
| 得税※ | | ② 災害により滅失し、又は損壊した被 災自動車を災害の日前1ヶ月以内に取 得していた場合 | (納付済みの場合は遠 付) | | | | |
| 自動車税※ | | 災害により損害を受けた自動車について、20万円以上の費用を要する修繕を 行った場合 (当該損害に対し保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。) | 減免額 = 自動車税額 × 1/2 (修繕後に抹消、移転登録により自動車税を対象(適付) (23年4月2日以後に被 承税額が減額された場合は、減額後 収負動車を取得し自動車税が譲されていない 場合は、24年度分) | | | | |
| 個人県民税 | 人 割 地方税法上、賦課徴収に係る事務は市町村に委任されており、住所地の市町村において個人市 | | | | | | |
| 個人 | | 災害により事業用資産について生じた損 失の金額(保険金、損害賠償金等により補 | 損 全部を減失 全額 平成23年度分の税 割のうち、災害を受 | | | | |
| 事業 | 資 | てんされるべき金額を除く。)が、当該資産 の被災直前の価額の1/3以上である | の 1/2以上を滅失 7/10 けた日以後に納期限 程 が到来するものを対 | | | | |
| 税 | 産 | 場合 | 度 1/3以上を滅失 5/10 象 | | | | |
| | | 自己の所有する不動産が、災害により減 失又は損壊した場合において、災害の あった日から3年以内にその代替不動産 を取得したとき | 成光似 - 牧火小別性の牧火 店前の国党资産理鉛会舗の各録 | | | | |
| 不動 | ± | 土地・・ R 取得した不動産を災害により減失又は 提壊した場合で、その不動産に係る不動 産取得税の納期限が被災日後に到来するとき | 7/10以上の被害 全額 | | | | |
| 産 | 地 | | ± 5/10以上 " 8/10 被害面積又は価格に 地 3/10以上 " 6/10 応じて減免 | | | | |
| 取得税 | 100 | | 0.10002 | | | | |
| | 壓 | | 全議等原形なし、 全額 又は復旧不能 全額 (((東) - トロ体体を述 | | | | |
| | | acs | 建 6/10以上の被害 8/10 じた被害金額に応じ | | | | |
| | | | " 4/10以上 " 6/10 て減免 | | | | |
| | Ш | | 2/10以上 " 4/10 | | | | |

印の税目は、今回の台風第12号による災害に対応して新たに減免措置が設けられた税目 表46 紀伊半島大水害に係る県税の減免措置

第 2 0 節 激甚災害の指定及び 被災者生活再建支援法の適用等

1. 台風第 12 号による災害に関する激甚災害の指定

台風第12号の激甚災害の指定について、県では国に対して要望してきたところ、早くも平成23年9月20日には平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が閣議決定、同26日に公布された。

これにより公共土木施設、農地、農林水産業共同利用 施設、公立社会教育施設等、私立学校施設等の災害復旧 事業や市町村が施行する感染症予防事業に関する負担、 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 に関して全国的に特例措置が講じられることとなった。

2. 台風第 12 号による災害に関する局地激甚災害の指定

台風第12号は激甚災害に指定されていたが、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例及び小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例に関しては、全国で基準を超過しておらず、指定を受けていなかった。

そこで上記政令では、局地激甚災害基準によりこれらの 特例が適用され、その対象市町村として、本県十津川村、 三重県熊野市、紀宝町が指定された。

また、「平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」が10月4日に閣議決定、10月7日に公布され、同特例の対象市町村として本県天川村、和歌山県田辺市、新宮市、日高川町、那智勝浦町、古座川町が追加された。

3. 被災者生活再建支援法の適用等

住家の被害認定調査

被災市町村は、災害発生後速やかに調査を開始した。

県では、後述する被災者生活再建支援制度と併せて、被害認定調査及び罹災証明書発行に係る業務について、 県内全ての市町村担当者を対象に説明会を開催した。説明会では、内閣府及び県担当者から制度や業務について説明するとともに、県担当者より被災市町村への調査業務支援の協力を要請した。

県では、県内の市町村の協力を得て、早いところでは災害発生直後から被災した市町村に対して職員を派遣し、調査方法の検討や調査人員の確保等、調査業務に係る人的支援をおこなった。派遣した職員については、東日本大震災等において被災自治体で住家被害認定調査の支援業務に従事した経験のある職員により主に構成した。

調査実施にあたっては、調査経験のある支援職員と被 災市町村の複数の職員で調査班を編成し、多くの職員が調 査技術を習得・向上できるよう努めるとともに、被害認定 調査業務の適正な実施及び調査精度の確保を図った。

| | 奈良県職員 | 市町村職員 | 計 |
|------|-------|-------|----|
| 黒滝村 | 6 | - | 6 |
| 天川村 | 9 | - | 9 |
| 野迫川村 | 2 | 6 | 8 |
| 十津川村 | - | 18 | 18 |
| 計 | 17 | 24 | 41 |

表 47 被害認定調査に係る職員派遣実績 延べ人数:人() 平成 24 年 10 月 31 日現在)

住家の被害認定調査は、内閣府において作成された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、原則として市町村により実施され、被災した住宅の被害の程度を「全壊」「大規模半壊」「半壊」等の区分により認定する。

この調査は、被害の状況を把握するだけでなく、認定結果に基づき、個々の被災者に対する罹災証明書が発行され、災害救助法や被災者生活再建支援法等による各種公的支援策の適用に活用されるほか、保険金の申請等さまざまな被災者支援策の提供根拠に利用されることになる。

今回の被害認定調査においては、住宅被害の多くが浸水によるものであり、時間の経過とともに被害が拡大するといった事例が多く発生したため被災者から再調査の申し出が相次いだ。そのため、全ての市町村で再調査が完了したのは平成24年3月であり、被害認定調査の困難性を県、市町村ともに認識することとなった。



写真 145 市町村担当者を対象とした被災者生活再建支援制度等に係る説明会



写真 146 全壊した住宅の被害の様子

被災者生活再建支援制度(国制度)

県は、各市町村から県に報告された被害状況に基づき、被災者生活再建支援法の適用基準に達した1市3村(五條市、天川村、野迫川村、十津川村)に対し、9月16日に県内で初めて同法の適用を決定(9月2日付け適用)し、被災者の生活基盤の安定を図ることにした。同法では、大規模半壊以上の住宅被害を受けた世帯に対し、住宅の被害程度及び住宅の再建方法に応じて、最大で300万円の支援金が支給される。

また、平成 24 年 7月 24 日には、五條市と野迫川村、 十津川村の計 125 世帯を、被災者生活再建支援法に規定 する「長期避難世帯」に認定することを決定(平成 23 年 9 月 2 日に遡及して認定) した。

これは、大規模な土砂崩壊等により避難指示、避難勧告が設定中であることや道路等のライフラインが未復旧のため帰宅できず、また、今後も災害による危険な状態が続き、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯を対象とするものである。長期避難世帯の認定を受けた世帯に対しては、住宅の被害の程度に関わらず、全壊世帯と同等の支援金が支給されることになる。

| | 全壊 | 半壊解体 | 大規模半壊 | 長期避難 | 計 |
|------|----|------|-------|------|-----|
| 五條市 | 14 | - | - | 80 | 94 |
| 天川村 | 13 | 2 | 17 | - | 32 |
| 野迫川村 | 2 | - | - | 27 | 29 |
| 十津川村 | 14 | - | 6 | 9 | 29 |
| 計 | 43 | 2 | 23 | 116 | 184 |

表 48 被災者生活再建支援金の申請状況(世帯)(平成 24年10月31日現在)

被災者生活再建支援制度(県制度)

被災者生活再建支援法においては、同一の災害で被災した場合であっても、最少でも2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村でなければ支援の対象とならず、居住する市町村内の全壊世帯数の多寡により被災者間に不均衡が生じる場合がある。

また、今回甚大な被害を受けた県南部の山間部の市町村は、過疎化と高齢化が進んだ地域であるが、今回の災害による被害で、実際には居住するためには住宅の補修が必要な半壊世帯の人口流出が懸念される。

そのため、県では、今回の災害で1世帯の住宅全壊被害が発生した黒滝村には同法が適用されないこと、また、現行法制度では支援の対象とならない半壊被害が多数発生したことから、半壊以上の住宅被害が生じた全ての市町村を対象に、県独自で一定の支援措置を行う制度「奈良県被災者生活再建支援事業」を創設した。この制度は、黒滝村の全壊世帯に対して、現行法制度と同等の支援措置を行い、同一の災害における支援の不均衡を是正するものである。また、半壊世帯に対しても住宅の再建方法に応じて、最大で75万円を支給するなど一定の支援措置を行い、被災者の経済的負担の軽減を図ることにより、紀伊半島大水害による過疎化の進行を防ぐものである。

| | 全壊 | 半壊 | 計 |
|-----|----|----|----|
| 桜井市 | - | 1 | 1 |
| 黒滝村 | 1 | - | 1 |
| 天川村 | - | 14 | 14 |
| 計 | 1 | 15 | 16 |

表 49 奈良県被災者生活再建支援金の申請状況(世帯)(平成 24年10月31日現在)

第21節 義援金等の募集・配分

1. 義援金の配分状況

県では日本赤十字社奈良県支部、奈良県共同募金会、 NHK 奈良放送局と連携して、平成23年9月9日から「奈 良県台風12号災害義援金」の受付を開始した。県内外の 個人・団体から多くの温かい善意をいただき、義援金の受 入金額は384,957,396円となった。

また、義援金は、被災者の方々にお渡しするものであることから、公平かつ効率的に配分するため、奈良県台風 12号 災害義援金配分委員会(会長:野田 隆/奈良女子大学大学院教授)を設置した。第1回委員会(10月7日)で人的被害・住家被害の方を対象に、第2回委員会(11月25日)で長期避難の世帯や要援護者等も対象に加えた義援金の配分計画を決定し、全額を被災市町村に配分した。被災者の方々には、市町村を通じてお届けした。

2. 見舞金受付状況

災害見舞金として、県に対し個人、各種団体、企業、全 国の各自治体から多くの善意の申し出をいただき、平成 24 年 3 月 31 日時点で、45.796.572 円となった。

これらの見舞金(寄付金)は、県が実施する紀伊半島 大水害の復旧・復興のための事業に充てさせていただいた。

3. ふるさと奈良県応援寄付金の受付状況

県では、「日本のふるさと奈良」を守り育むため、全国の皆様から寄付という形で応援していただけるよう、平成20年5月に「ふるさと奈良県応援寄付金」を設け、奈良県に縁(ゆかり)の方々や奈良ファンの方々などからの温かいご寄付により、医療提供体制の充実や文化財の保存・活用など本県の様々な事業に活用させていただいている。

この度の紀伊半島大水害に対しても、県内外の多くの 方々からご寄付をいただき、寄付額は、平成 23 年度 24 件 937,000 円、平成 24 年度 20 件 2,921,820 円(平成 24 年 12 月末現在) となった。

これらの見舞金(寄付金)は、県が実施する紀伊半島 大水害の復旧・復興のための事業に充てさせていただいた。

なお、こうした義援金や見舞金などは直接各市町村にも 届けられた。

第4章

復旧・復興対策

第1節 復旧・復興推進本部の設置等

第2節 復旧・復興計画の策定

第3節 復旧・復興の取組

第4節 国・三県合同対策会議

第5節 国への要望活動









